

発議案第 18 号

下川原光昭副議長に対する不信任決議について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出
します。

令和 8 年 3 月 25 日提出

久慈市議会議長 濱 欠 明 宏 様

提出者	久慈市議会議員	小 柳 正 人
提出者	久慈市議会議員	中 居 正 剛
提出者	久慈市議会議員	小 倉 利 之
提出者	久慈市議会議員	清 水 崇 文
提出者	久慈市議会議員	畑 中 勇 吉
提出者	久慈市議会議員	佐々木 栄 幸
提出者	久慈市議会議員	大 沢 俊 光
提出者	久慈市議会議員	橋 上 洋 子
提出者	久慈市議会議員	城 内 仲 悦
提出者	久慈市議会議員	山 田 光
提出者	久慈市議会議員	佐々木 貴

下川原光昭副議長に対する不信任決議

令和8年2月18日に開催された第19回久慈市議会定例会議一般質問において、副議長である下川原光昭議員は、同年3月をもって勇退を表明している遠藤市長に対し不適切な発言を行った。

当該発言は、久慈市議会基本条例第4条第3号に定める議員の品位を著しく欠くものであり、市長に対する敬意を欠いた極めて不適切な言動であるとともに、市民の信頼を損なうものである。発言は議長の指示により直ちに取り消されたものの、その影響は極めて大きく、議会の品位と信用を著しく失墜させたことは明らかである。

当該発言以降も下川原副議長は、副議長職の続投の意思を表明しているが、副議長職にとどまっている状態では、品位の保持や信頼回復に向けた取組を進めることは困難である。

よって、本市議会は、下川原光昭副議長を信任しない。

以上、決議する。

令和8年3月25日

久 慈 市 議 会